

「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見(案)」
に対する生命保険協会の考え方

社団法人 生命保険協会
平成24年8月30日

総論

●郵政民営化にあたっては、かんぽ生命を公正かつ自由な民間の生命保険市場に吸収・統合し、活力ある経済社会の実現につなげ、国民の利益を増大させることが必要である。

●この実現のためには、同種の業務を営む事業者との適正な競争関係を阻害しないための「公正な競争条件の確保」、および引受・支払等の「適切な態勢整備」が前提となる。

●「公正な競争条件の確保」および「適切な態勢整備」が実現しないのであれば、かんぽ生命の加入限度額や業務範囲の拡大は容認できない。

●郵政民営化委員会において、公正・中立な第三者の立場から、当会の考え方を踏まえ、個別業務の調査審議が行われることを要望。

●「所見」において示された「新規業務開始のタイミングについての考え方」等については、当会の意見等も踏まえ、「公正な競争条件の確保」および「適切な態勢整備」等の観点から再検討を加え、見直しを行うよう要望。

公正な競争条件の確保①

1. 『暗黙の政府保証』について（「所見」2. ④政府保証の廃止及びそれに伴って必要となる措置）

- 『暗黙の政府保証』が存在するという認識は、かんぽ生命の経営に政府出資が残り続ける持株会社が関与すること等に伴い、消費者が持つ「政府が何らかの支援を行うのではないか」という認識であり、これがかんぽ生命の信用補完となり、競争上の優位に結びつく。
- 改正法では、株式処分の明確な期限が付されていないため、上記の消費者の認識が生じる様な状態であり、「公正な競争条件」が確保されない懸念。

今後、かんぽ生命に加入しようとする方のうち

○「政府が間接的に株式保有していて安心できるから」と回答している方。

28.9 %

○「国営事業として運営してきた伝統があるから」と回答している方。

39.1 %

出典：H21年度生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」

- 消費者が「政府が何らかの支援を行うのではないか」という認識を持ち、政府保証を期待する可能性は依然として少なくないと認識。

公正な競争条件の確保②

2. かんぽ生命の株式上場・処分について（「所見」2. ③株式上場・処分の意義）

《所見》

- ・ 金融二社の株式処分に係る方針の明確化に向けて日本郵政が一定の説明責任を果たすことが期待される
- ・ 株式処分の方針が明確化されることを期待（3.（1）①イ適正な競争関係の確保）

《所見》

- ・ 日本郵政株式の売却収入が、東日本大震災の復興財源として法的に位置づけ
- ・ 金融二社の株式に対する市場の評価は、それが資産の太宗を占める日本郵政の株式価値、評価へも多大な影響

《参議院総務委員会附帯決議》

「金融二社の株式について、その全部を処分することを目指し、・・・日本郵政株式会社がその処分に向けた具体的な説明責任を果たすこととなるよう努めること」

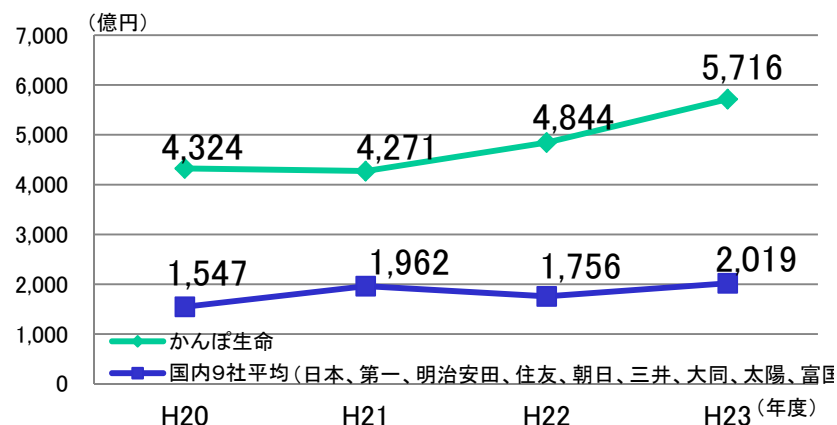
- 「公正な競争条件の確保」の観点からは、かんぽ生命の株式の完全処分につき適切な期限を定めるなど、かんぽ生命への間接的な政府出資の解消に向けた取組みがすみやかに示されるべき。
- 日本郵政の株式処分計画を示す際には、当然にかんぽ生命の株式処分計画が示されることが必要。

かんぽ生命の経営について①

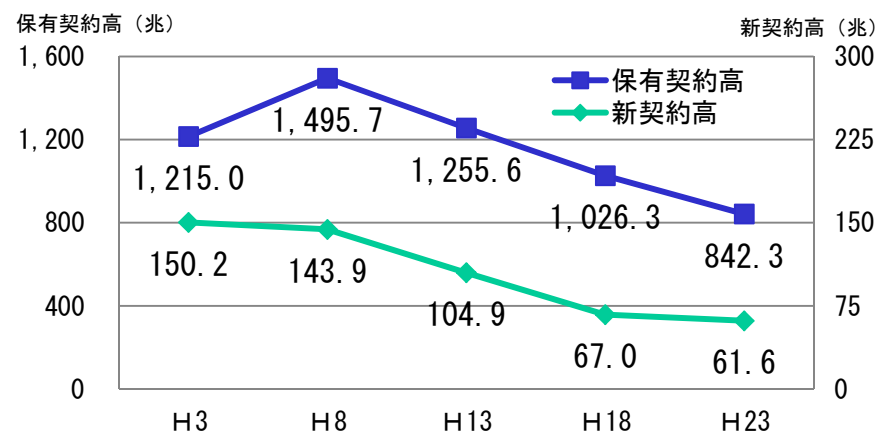
1. かんぽ生命の経営の現状に対する分析について（「所見」2. ②金融二社の経営の現状）

- 《所見》・ 民営化前の契約も含めた保険契約件数の減少に伴い、保険料収入の減少が継続
・ 構造的縮小リスクを抱える
・ 日本郵便株式会社のユニバーサルサービス責務の履行にも支障がでることが懸念

【かんぽ生命と民保（国内生保9社平均）の基礎利益】 【民保（かんぽ生命除く）の業績推移】



出典：各社ディスクロージャー資料



出典：インシュアランス生命保険統計号、生命保険事業の概況

【生命保険のユニバーサルサービス】

- ・ 日本郵政・日本郵便のユニバーサルサービス確保にあたっての商品供給元は、法令上かんぽ生命に限定されるものでない
- ・ 生命保険分野においては、既に民間事業者によるサービスが全国あまねく行われている

● かんぽ生命の経営の現状については、新規業務の認可に際しての判断要素となることから、郵政民営化委員会において、単に規模に着目した業績面だけでなく収益面・内部管理等の面も含め、多角的な視点から十分な調査分析を行うよう要望。

かんぽ生命の経営について②

2. 既存業務の業務運営態勢の整備について（「所見」2. ③株式上場・処分の意義）

《所見》経営コストの抜本的見直し等により、経営の効率化を進め、株式会社としての経済合理性と株主の信認を確保することが重要

●既存業務について健全かつ効率的な業務運営態勢が整備されない限り、顧客利益を損なうおそれがあり、まして新規業務による成長性を見出すことは困難。

3. かんぽ生命のビジネスモデルについて（「所見」2. ①民営化の意義と金融二社のビジネスモデル）

《所見》

- ・ 民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新を図ることが必要であり、その結果としてバランスシートの規模についても自ずから決まる
- ・ 民間金融機関としてふさわしいビジネスモデルへの革新を図る上では、そのミッションを明らかにしていくことが期待される

- かんぽ生命のミッションおよびビジネスモデルの具体像が早期に示されるべき。
- ビジネスモデルの革新は、かんぽ生命への間接的な政府出資の解消に向けた取組みが実現されたうえで、「公正な競争条件の確保」および引受・支払等の「適切な態勢整備」が図られ、金融保険市場の機能を歪めない形で進められるべき。

かんぽ生命の新規業務について①

●新規業務に関しては「公正な競争条件の確保」および引受・支払等の「適切な態勢整備」の実現が前提。

1. 適正な競争関係の確保について（「所見」3.（1）①イ適正な競争関係の確保）

《所見》議決権の形式的な比率にのみならず、株式処分のスケジュールや株式市場における企業価値向上への期待の形成の必要性を考慮

●新規業務の検討は、改正法で「他の生命保険会社との適正な競争関係を阻害するおそれがないと認めるとき」と規定されていることに留意し、慎重に判断すべき。

2. 金融二社の経営状況に対する勘案事項について（「所見」3.（1）①ウ金融二社の経営状況）

《所見》・民間金融機関としてのリスク管理と顧客へのサービス提供によるリターンの確保
・日本郵政グループの公益性を含めた企業価値の最大化
・郵政事業の確実な実施を通じた国民全体の利益の最大化 等

●日本郵政の事業計画で、とりわけ収益面については将来的な見通しが示されたうえで、新規業務が勘案事項に対して、具体的にどのように貢献・寄与するか郵政民営化委員会で検証することが必要。

かんぽ生命の新規業務について②

3. 新規業務開始のタイミングについて（「所見」3.（2）①新規業務開始のタイミングについての考え方）

《所見》「金融二社が直面するリスクに対応するもの」、「既存の業務の見直しであるもの」、「他金融機関との提携による業務の取扱実績があるもの」等については、調査審議を開始することに支障はない

【既存の業務の見直しであるもの】

- 同種の業務を営む事業者との競争関係へ与える影響、引受・支払等の態勢整備で新たに生じる課題への対応状況等を踏まえるべき。

【他金融機関との提携による業務の取扱実績があるもの】

- 受託販売で必要な態勢整備（募集管理等）と、自らの業務として行う態勢整備（引受・支払等）は明らかに異なるもの。

- 調査審議の開始にあたっては、当然のことながら、個別具体的に判断されるべき。

4. 個別の新規業務の調査審議について（「所見」3.（2）②個別業務の調査審議についての考え方）

- 個別業務の調査審議については、「公正な競争条件の確保」等の観点から、関係業界からもその都度事前に十分な意見聴取がなされることを要望。
- かんぽ生命が要望している「医療保険の販売（医療特約の単品商品化）」、「学資保険の改善」は、民間生命保険会社が既に行っている事業であることから、「公正な競争条件」が確保されないなか、民間生命保険会社の経営に対して与える影響は極めて大きい。ため、個別商品毎のマーケットへの影響も十分考慮すべき。あわせて、引受・支払等の「適切な態勢整備」が確保されているかについて、十分な調査審議が必要。